

令和3年5月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第153号の概要

(木材統計調査の変更)

1 木材統計調査の概要（現行計画）

調査の目的

我が国における素材の生産、木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査実施課

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

調査区分

基礎調査（年次調査）

月別調査

調査範囲
及び
報告者数

製材、木材チップ、単板、合板、LVL、集成材又はCLTを
生産する事業所
約2,400（母集団：約5,700）

- ①製材月別調査 製材を生産する事業所
約470（母集団：約4,100）
- ②合単板月別調査 単板又は合板を生産する事業所
約70（母集団：約180）

調査事項

製材に用いる動力の出力数、素材（丸太）の入荷量・消費
量・在庫量、製材品の出荷量・在庫量、木材チップの生産量・
在庫量、合板・LVLの単板消費量・生産量・在庫量、集成材・
CLTのミナ消費量・生産量・在庫量 等

- ①製材月別調査票
製材に用いる動力の出力数、素材（丸太）の入荷量・消
費量・在庫量、製材品の生産量・出荷量及び在庫量 等
- ②合単板月別調査票
素材（丸太）の入荷量・消費量及び在庫量、合板の生
産量・出荷量・在庫量 等

調査対象
期日

毎年12月31日現在

毎月末日現在

提出期限

調査対象年の翌年2月末日

調査対象月の翌月16日

調査組織
【調査方法】

農林水産省－地方農政局等－統計調査員－報告者
※調査方法⇒〔配布・回収〕郵送・オンライン・調査員

農林水産省－地方農政局等－報告者
※調査方法⇒〔配布・回収〕郵送・オンライン・FAX

結果公表

調査対象年の翌年4月末日までに概要を公表し、
詳細は逐次公表

調査対象月の翌月25日までに概要を公表し、
詳細は逐次公表

2 調査結果の利活用状況

行政施策上の利用

- 「森林・林業基本計画」(注)における林産物の供給及び利用に関する目標(木材の総需要量の見通し及び木材供給量の目標)の設定・評価のための基礎資料として利用

(注)森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第11条の規定に基づき、おおむね5年ごとに「森林・林業基本計画」を策定することとされており、当該計画において、「木材総需要量の見通しと国産材利用の目標」として、林産物の供給及び利用に関する目標が設定されている。

- 「木材需給表」(注)における木材自給率の算定のための基礎資料として利用

(注)国内における木材の需要と供給の状況及び木材の自給率を明らかにすることを目的として、農林水産省が毎年作成する加工統計

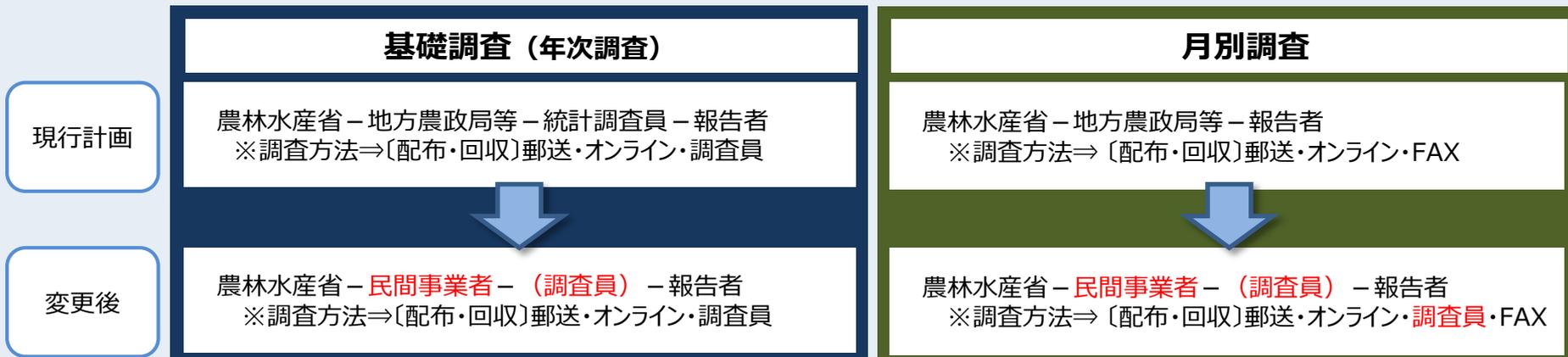
加工統計への利用

- 国民経済計算、産業連関表、鉱工業指数を作成する際の基礎データとして活用

3 主な変更概要

◎ 民間事業者への業務委託及びそれに伴う変更

◆ 調査系統の変更



- 調査系統の変更に伴い、調査票の原票（紙媒体）の保存責任者を、地方農政局等の長から農林水産省大臣官房統計部長に変更
（調査票の内容を収録した電磁的記録の保存責任者については、従前から農林水産省大臣官房統計部長であり、変更なし）

◆ 公表時期の変更

- 民間委託後においても、公表時期は基本的に維持
- ただし、民間委託後の作業手順を踏まえ、利活用に支障の生じない範囲で、基礎調査（年次調査）の概要結果の公表時期のみ繰下げ（現在、2月末の調査終了から2か月で公表（4月末）→5月末に変更）

（注）上記変更のほか、利用者の利便性やニーズを踏まえ、インターネット（e-Stat）及び印刷物の両方で行っていた公表について、インターネットのみとする変更も予定（⇒「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の軽微事項に該当）

4 前回答申時の課題

統計委員会答申（平成29年7月27日付け統計委第9号）要旨

木材統計については、利活用向上等に資する観点から、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報を提供できるよう、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について検討する必要がある。

（注）木材統計調査自体の課題ではなく、木材に関連する各種調査結果の提供のあり方についての課題
「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）別表にも、上記と同旨の課題が掲げられている



調査実施者の検討状況を確認